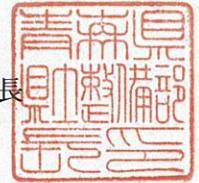




青 監 第 4 9 4 号
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

一般社団法人青森県建設業協会 会長 殿

青森県県土整備部長



建設工事前払金の用途拡大及び東日本大震災により災害救助法が適用
された市町の区域における前金払割合の特例措置の終了について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。
このたび、地方自治法施行規則が改正されたことを受け、県では、建設工事請負契約に係る前払金の用途を拡大しました。
また、東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域において、平成23年5月以降、建設工事請負契約に係る前金払の割合を引き上げる特例措置を講じておりましたが、平成28年9月30日をもって当該特例措置を終了することにしましたので、お知らせします。
このことについて、貴会会員の建設業者に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

記

1 建設工事請負契約に係る前払金の用途拡大について

前払金の用途について、これまでの範囲に加え、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払い出されたものについては、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。
(9月30日以後の契約案件に適用しますが、平成28年4月1日以降に既に請負契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合には、適用することが可能となります。)

2 東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域における建設工事請負契約に係る前金払割合の特例措置の終了について

平成23年5月より、東日本大震災により災害救助法が適用された市町の区域において、特例措置として前金払の割合を引き上げる特例措置を講じていましたが、当該特例措置を終了することになりました。

対象地域 八戸市及び上北郡おいらせ町において施行される公共工事（施行区域が当該市町の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）

建設工事 5割→4割

（9月30日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用します。）

